

臨床研究支援に関する公表

公益財団法人日本ワックスマン財団（以下、当財団と略）の活動は、製薬企業を含む民間法人・個人からの支援を受けておりますが、研究助成は、以下の各要件を満たす「公正な公募」により実施するものであり、臨床研究法（平成30年4月1日施行）に定める「臨床研究」を支援した場合でも、「医薬品等製造販売業者等から研究資金等を受けて実施する臨床研究」とは言えず、臨床研究法第2条第2項第1号が定める『特定臨床研究』には該当しないことを公表いたします。本公表は、平成30年2月28日付「臨床研究法施行規則の施行等について（医政経発、医政研発、0228第1号）」に基づくものです。

ア) 当財団は、定款において「微生物学及び医学に関する学術研究を援助、奨励し、わが国の学術、文化の向上発展に寄与することを目的とする。」と掲げており、この目的を達成するために活動しています。

イ) すべての研究助成の募集要項において、研究課題を特定の医薬品等製造販売業者の医薬品等に係る研究に限定していません。

ウ) すべての研究助成の募集要項において、募集対象となる者を特定の研究者又は特定の医療機関に限定していません。

エ) 応募は、すべて当財団のホームページに掲載し、応募の機会は広く一般に公開しています。

オ) 選考は、選考委員会により公正かつ適正に実施されています。

カ) 選考審査は、専門的知識を有する者により構成された選考委員会において実施されています。

キ) 選考結果、助成対象者については、当財団ホームページにおいて研究課題とともに公表しています。

ク) 助成期間が終了後、速やかに助成対象者からの成果報告を受けております。